

忘れずに！
お早めに！

所得税の確定申告

平成27年中の
所得についての申告です

インターネットで申告

電子申告（e-Tax）を
するとこんなメリットが！

- ①自宅で簡単に申告ができる
申告書をe-Taxホームページの「確定申告書等の作成コーナー」で作成できます。
- ②添付書類を省略できる
医療費の領収書や源泉徴収票などの提出・提示を省略できます。（申告期限から5年間の書類提出、または提示を求められることがあります。）
- ③還付金がスピーディー
3週間程度で処理を行い、書面申告に比べ、還付金が早く受け取れます。

利用するには

- 利用時間 3月15日（火）まで、24時間利用できます。
- 準備するもの
①本人の電子証明書
②ICカードリーダライタ
詳しくはホームページで確認できます。
- e-Taxホームページ
http://www.e-tax.go.jp/

イオンモール成田での 申告書の作成・相談会

所得税・贈与税・個人消費
税の申告書作成・相談会を実施します。

■日程

2月8日（月）～
3月15日（火）

■受付時間

午前9時～午後4時
（土・日曜日、祝日を除く）
※2月21日（日）、28日（日）は実施します。

■場所

イオンモール成田2階イオン
ホール（成田市ウイング土屋）
※午前9時～10時までは、立
体駐車場3階の連絡通路から
入る2階「C」入口が専用口
になります。

■バス利用案内

京成成田駅前中央口「6
番乗り場（バス）」で乗車し、
「モール東・イオン成田店前」
で下車（千葉交通バス）

●富里市役所での 『申告の相談・受付』

市役所では、2月16日（火）
～3月15日（火）の期間に、
既存の保健センターで実施し
ます。昨年と会場が変更になっ
ていますので、利用の際は注
意してください。

詳しくは、広報とみさと2
月1日号でお知らせします。



▲申告会場の地図

●自書申告説明会

講義形式で確定申告書の記
載方法を説明します。
なお、講義形式のため途中
入場はできません。

■日時

○1月26日（火）、27日（水）
午前の部
午前9時30分～正午
午後の部
午後1時～4時

■場所

中央公民館4階大会議室

■対象

○公的年金等に係る雑所得
（国民年金・厚生年金など）
○公的年金等に係る雑所得と
給与所得の両方がある人
※不動産や株式などを譲渡し
た人や住宅借入金等特別控除
をする人を除く

■持ち物

■印鑑

○国民健康保険税、介護保険
料の領収書
○平成27年分の源泉徴収票
○生命保険、地震保険料の控
除証明書
○医療費の領収書、保険金な
どで補てんされる金額がわ
かる書類（医療費控除をする
人）あらかじめ集計をお
願います。

○還付金の振込先を確認でき
るもの

問い合わせ先

●所得税について

成田税務署
☎（28）5151

（電話を自動音声で受け付
け、用件に応じて担当者が
応じます）

●市・県民税について

市課税課市民税班
☎（93）0443

皆さんの快適な
暮らしのために

口座振替を推進 しています

市税の納期内納付にご協力を！

国納税課管理班 ☎（93）0434

市税は、皆さんが健康に安全で、快適な暮らしができる
よう、市の施策を推進していくために欠くことのできない
貴重な財源です。納付は、次の方法でお願いします。

●口座振替 便利で安心

一度申込手続きをすると、
納め忘れの心配や納付に向
く必要もなく、翌年以降も自
動継続されます。

申込受付は、開始希望期の
納期限の2か月前までです。
【例】平成28年度固定資産税
第1期（納期限5月2日）か
ら希望するとき↓2月29日
（月）までに申し込みください。

●ペイジー

ATM ペイジー対応の金融機関の
ATMで納付できます。
※ATMの時間外利用手数料
など、一部のサービスに対し
て手数料などが必要な場合が
あります。

インターネット・モバイル
バンキング
パソコンや携帯電話で納付

●コンビニ

納付書を持参して納める
ことができます（現金のみ）。
手数料はかかりません。
※次の納付書は使用できません。
○一枚の納付書が30万円を超
えるもの

平成27年度市税の納期限日

税 目	市・県民税	国民健康保険税
納期限日		
2月1日（月）	4期	7期
2月29日（月）		8期

還付を受けるときに必要です

公的年金等の源泉徴収票を送付

☎国保年金課高齢者医療年金班 ☎（93）4085

平成27年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢年金を
受給した人を対象に、日本年金機構から「平成27年分公的
年金等の源泉徴収票」が1月下旬までに送付されます。

源泉徴収票は、確定申告や源泉徴収の還付を受けるときに
必要な書類ですので、必ず内容を確認してください。

※「障害年金」や「遺族年金」は非課税のため、受給者に源
泉徴収票は送付されません。

■確定申告が必要な人

- 2か所以上から年金を受けているとき
- 年金以外に所得があるとき
- 年金の源泉徴収では受けることができない各種控除（医療費控除、社会保険料控除など）があるとき
- 「扶養親族等申告書」を提出せず、控除が受けられなかったとき
- 年の途中で、扶養親族の人数の増加などで、提出済みの「扶養親族等申告書」の内容に変更が生じたとき

■源泉徴収票の再発行

「源泉徴収票」が届かない、または紛失をしたときは、
再発行できますので、次のところに連絡をしてください。

▼幕張年金事務所 ☎043（212）8621

▼ねんきんダイヤル ☎0570（05）1165

納税に困ったら 必ず相談を！

病気や失業など、特別な事
情で期限までに納付できない
ときは、必ず相談してください。
相談がないまま放置すると、
納期内に納付した人との公平
性確保のため、本来納める税
額に加え、延滞金の加算や差
押えなどの滞納処分を受ける
ことになります。

●注意事項

- ペイジーやクレジットカード
を利用して納付したときは、
領収証書は発行されません。
○納税証明書が急いで必要と
ときは、領収証書が必要と
なりますので、領収証書が
発行される納付方法を利用
してください。

●窓口で納付

- 金融機関窓口や、市会計課、
日吉台出張所で納付できます。
○ゆうちょ銀行や郵便局では、
納期限が過ぎてしまったと
きは、納付できません。

●クレジットカード

「atopoo（公金支払い）」へ
アクセスし、必要情報を入力
することで、自宅や外出先か
らいつでも納付できます。
○納付金額に応じて手数料が
かかります。

○納期限が過ぎてしまったと
きは納付できません。
○平成25年4月1日以降に発
行した納付書が対象です。